

越谷市総合教育会議運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 9 項の規定により、総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合教育会議の招集)

第 2 条 総合教育会議の招集は、協議事項の通知をもって行う。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

2 法第 1 条の 4 第 4 項の規定により教育委員会が総合教育会議の招集を求めた場合は、市長は速やかに総合教育会議の招集の通知を行うものとする。

(開催の公表等)

第 3 条 総合教育会議の開催については、速やかに越谷市ホームページへの掲載等により公表するものとする。

2 総合教育会議の公開又は非公開の決定は、市長が総合教育会議に諮って決定するものとする。

3 法第 1 条の 4 第 6 項ただし書の公益上必要があると認めるときとは、次のとおりとする。

(1) 越谷市情報公開条例（平成 11 年条例第 10 号）第 7 条各号に掲げる情報が含まれる事項に関し協議及び調整するとき。

(2) 公正かつ円滑な協議及び調整に著しい支障が生ずると認めるとき。

(調整)

第 4 条 総合教育会議の事務の調整は、当該会議の構成員の合意をもって行われたものとする。

(議事録)

第 5 条 市長は、総合教育会議の終了後、議事録を作成するものとする。

- 2 委員の発言内容や会議の経過等の逐語録とする。
- 3 議事録は、越谷市ホームページへの掲載等により原則公表するものとする。
- 4 議事録には、構成員が署名しなければならない。

(関係職員の出席)

第6条 構成員が必要と認めた職員は、会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 総合教育会議の庶務は、市長公室政策課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか総合教育会議の運営に関し必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

越谷市総合教育会議傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻までに受付手続き（様式1：越谷市総合教育会議傍聴許可願の提出）を済ませ、総合教育会議の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。ただし、会議開始後も、会議の進行に支障がないと認めるときは、同様の手続きにより、入室することができます。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になりしだい受付を終了します。なお、定員につきましては会場により判断をいたします。

2 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に該当するときは、傍聴を許可することができません。
- (3) 傍聴者が4の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただきます。

3 傍聴することができない方

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険なものその他人に危害を加えるおそれがあると認められるものを持っている者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
- (4) その他市長が傍聴いただくことを不相当と認める者

4 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食または喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、総合教育会議の許可を得た場合はこの限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- (6) 傍聴を終え退場しようとするときは、当日配布された資料を全て返却すること。